

財務省告示第三百二十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年八月十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成十八年八月十四日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠の法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（二年）（第二十四号）（第二十七回）	財政法（昭和二十四号）第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項	成十三年度法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に、九千三百万円、平成十八年度における財政運営のため公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づいては、額面千六百七十億七千万円	額面千二百億円

六 払込金額  
七 最低額面金  
八 振替単位

五 千二百億六千万円  
の記載又は記録は、最低額面金と  
の記載又は記録は、最低額面金と  
の記載又は記録は、最低額面金と

九 発行日  
の発行日  
の発行日

十 募集価格  
の募集価格  
の募集価格

十一 利率  
の利率  
の利率

十二 初期利子  
の初期利子  
の初期利子

す。その期日及び第十四号において規定する  
次号及び第十四号において規定する  
その翌営業日に支払うべきは、  
が銀行休業日に当たるときは、  
金額を支払う。ただし、算出した  
と、次の算式により算出した  
平成十九年二月十五日を  
平成十九年八月十五日

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二期以後の利子  
を、その日以、各支払期におい  
て、その日以、各支払期におい  
利子を支払う。

十四 償還期限  
平成二十年八月十五日  
償還金額  
額面金額百円につき百円

十五 元利支額  
日本銀行

十六 払場所  
平成十八年八月一日から平成十  
募集期間

十七 払込期日  
平成十八年八月十五日

十八